

問21 証明書返還請求（四法共通）

既に特許庁に提出してある譲渡証書や委任状等の証明書の返還について教えてください。

答： 証明書の返還請求は、不備のある証明書を提出したときに、不適法な手続の却下、補正指令、却下理由通知や行政指導の通知（受理しない旨の通知）を受けた際、その不備のある証明書の返還を受け、当該証明書の訂正等を行うことにより再提出を簡便にし、手続者の便宜に資するのが適切であることから、以下の証明書返還請求書の提出により行っているものです。

したがって、不備のない証明書については返還することはできません。

また、電子特殊申請によって提出された証明書についても返還することはできません。

書式（A4サイズ）

証明書返還請求書	
（令和〇〇年〇月〇日）	
特許庁長官 殿	
1. 事件の表示	
2. 返還請求人（手続をした者）	
識別番号	
住所（居所）	
氏名（名称）	
（代表者）	
（電話番号）	
3. 返還対象証明書	
書類名	
証明書名	
提出日	

（注意）

- 「返還請求人（手続をした者）」の欄には、返還を受けようとする証明書の提出に係る手続書類の手続をした者を記載します。手続をした者が代理人の場合、返還請求人の欄には代理人本人（出願人の代理人としてではなく）を返還請求人として記載します。
- 「返還対象証明書」の「書類名」には、「手続補正書」、「代理人選任届」、「出願人名義変更届」のように返還を受けようとする証明書の提出に係る手続書類の書類名を、「証明書名」には「委任状」、「譲渡証書」（複数提出があるときは「〇〇のもの」のように特定する）のように返還を受けようとする証明書名を記載します。